

「長崎県版GAPチェックシート」

| 生産者記入欄  |  | 確認者記入欄 |  |
|---------|--|--------|--|
| 生産者名    |  | 確認日    |  |
| 主な栽培作物名 |  | 所属名    |  |
| 住所      |  | 確認者名   |  |
| 電話番号    |  | 備考     |  |

| 区分  | 項目  | 法令上の義務                                       | 対象作物    | 詳細  | 上限  | コメント | 対策 | 備考 |  |  |
|---|---|--|---------|---|---|------|----|----|--|--|
|   |   |  |         |   | 評価  |      |    |    |  |  |
| I<br>食<br>品<br>安<br>全<br>へ<br>の<br>取<br>組 | 1. ほ場環境の確認と衛生管理   | a.ほ場、その周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材等から農産物への汚染防止を実施した。 | 全作物     | 圃場や圃場周辺の土壌や培土等に、農作物や収穫した農産物に悪影響を及ぼす可能性がないか、リスク評価を行っている。圃場や圃場周辺に危害要因がないことを確認しているか、危害を及ぼさない状態にする対策を採っている。<br>圃場の周辺からの農薬ドリフトの影響を認識し、必要な対策を講じている。 | 4<br>3  |      |    |    |  |  |
|   | 2. 農薬の使用  | a.無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材を使用しなかった。              | ○       | 全作物   | 無登録農薬、禁止農薬、期限切れ農薬は使用していない。  | 4    |    |    |  |  |
|   |   |  |         |   | 農薬使用者は、農薬管理指導士、農薬適正使用アドバイザー等の資格を持っているか、普及指導員、営農指導員、資格所有者の指導や助言を受けている。 | 3    |    |    |  |  |
|   |   | b.農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄を行った。     | ○       | 全作物   | 農薬を正しく散布するために、散布機具を取扱い説明書等に従って正しく整備し、散布機から農薬が均一に噴霧されることを確認している。       | 3    |    |    |  |  |
|   |   |  |         |   | 農薬散布機は、使用の都度、タンク、ホース、ノズルの内外、その他農薬が付着した全ての部分を洗浄している。                   | 4    |    |    |  |  |
|   | c.農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用した。   | ○  | 全作物     | 農薬の希釈や散布は、ラベルの記載通りに行っており、圃場ごとに必要な量だけ正確に計量・調整している。   | 4   |      |    |    |  |  |
|   |   |  |         | 農薬の希釈や散布の際、作業者は、容器にあるラベルの指示に従ってゴム靴、防水服、ゴーグル、ゴム手袋、国家検定に合格したマスクなどの防護用品を着用・使用している。   | 4   |      |    |    |  |  |
|   | d.農薬散布時において周辺作物への飛散を回避するような措置を行った。  | ○  | 全作物     | 周辺地への農薬のドリフトがないように、気象条件や時間帯を考慮し、ドリフト低減ノズルの使用、散布の方法、風やノズルの向きなどの対策を採っている。   | 4   |      |    |    |  |  |
|   |   |  |         | 農産物の残留農薬および/または必要に応じ、残留放射性物質が、食品衛生法に基づき基準を満たしているか、科学的に検証している。<br>※組織内または外部の検証プログラムに参加している場合は該当外。  | 3   |      |    |    |  |  |
|   |   |  |         | 残留農薬検査および/または必要に応じ、残留放射性物質のサンプリング方法について、科学的な根拠が示されている。<br>※組織内または外部の検証プログラムに参加している場合は該当外。   | 3   |      |    |    |  |  |
| 3.水の使用                                    | a.使用する水の水源(水道、井戸水、開放水路、ため池等)の確認と水源が微生物的、化学的に汚染されていないことを確認した。水源の汚染が分かった場合には用途に見合った改善策を実施した。(特に、野菜の洗浄水など、収穫期近くや収穫後に可食部に直接かかる水に注意) | ○  | 野菜、果樹、茶 | 灌漑用水に、農作物や収穫した農産物に悪影響を及ぼす可能性がないか、灌漑水についてのリスク評価を行っている。<br>評価結果に従って、必要な場合は水質分析を行い危害要因がないことを確認しているか、危害を及ぼさない状態にする対策を採っている。                       | 4   |      |    |    |  |  |
|   |   |  |         | 農産物の洗浄等の出荷前に使う水や出荷時に使用する水は、公共の水道水を使用しているか、井戸水の場合は1年に1回水質検査を実施して、飲用に適していることを確認している。  | 4   |      |    |    |  |  |
| 4. 肥料等・培養液の使用                             | a.堆肥を施用する場合は、病原微生物による汚染を防止するため、完熟堆肥を施用した。   | ○  | 野菜、果樹   | 有機肥料等は充分発酵・熟成させたものであり、病原菌による汚染、雑草種子の混入がないこと、また、重金属や放射性汚染物質の基準値以上の混入がないなど、安全性を証明できるものを使用している。  | 4   |      |    |    |  |  |
|   | b.養液栽培の場合は、培養液の汚染の防止に必要な対策を実施した。  | ○  | 野菜      | 灌漑用水に、農作物や収穫した農産物に悪影響を及ぼす可能性がないか、灌漑水についてのリスク評価を行っている。<br>評価結果に従って、必要な場合は水質分析を行い危害要因がないことを確認しているか、危害を及ぼさない状態にする対策を採っている。                       | 4   | -    |    |    |  |  |
| 5. 作業者等の衛生管理                              | a.作業者の衛生管理を実施した。  | ○  | 全作物     | 農産物を介して伝染する恐れのある病気にかかっている可能性のある人は、作業をさせないようにしている。また、切り傷や外傷などがある場合は、備テープなどで覆われている。   | 3   |      |    |    |  |  |
|   |   |  |         | 作業者は、農産物の種類に応じた衛生的な服装を着用している。また、作業場での喫煙や飲食は制限されている。   | 3   |      |    |    |  |  |
|   | b.ほ場や施設から通える場所での手洗い設備やトイレ設備を確保し、衛生管理を実施した。  | ○  | 野菜、果樹、茶 | 短時間で行くことができる清潔なトイレが圃場や施設の周辺にあり、石鹸と手を洗う水が常備されている。農産物に直接触れる作業者は、作業に入る前、作業に戻る前に、手洗いをしている。  | 4   |      |    |    |  |  |

| 区分  | 項目  | 法令上の義務   | 対象作物   | 詳細  | 上限  | 評価 | コメント | 対策 | 備考   |
|---|---|--|--|---|---|----|------|----|------|
| I<br>食<br>品<br>安<br>全<br>へ<br>の<br>取<br>組 | 6. 機械・施設・容器等の衛生管理   | a. 農機具や収穫・調製・運搬・加工に使用する器具類等の衛生的な保管、取扱、洗浄を実施した。                         | 野菜、果樹、茶  | 繰り返し使う収穫用のコンテナや器具は、定期的に洗浄・消毒し、清潔に取り扱い、保管をしている。また、農産物に汚染や異物混入がないような手順で収穫している。  | 4   |    |      |    |      |
|   |   |  |  | 農産物を輸送する荷台に農薬、肥料、燃料など農産物以外のものを一緒に載せていない。また、これらを輸送した後に農産物を輸送する場合は、洗剤で洗浄している。   | 4   |    |      |    |      |
|   |   |  |  | 農産物を取り扱う施設の設備や機械器具は、定期的に点検・整備、清掃を行っており、汚染や異物混入の要因を取り除いている。農産物のくずやゴミは、特定の場所にまとめ、その場所をきれいに清掃している。   | 3   |    |      |    |      |
|   |   |  | b. 栽培施設内に害虫が入り込みにくい等の適切な内部構造の確保と衛生管理を実施した。                                   | 野菜、果樹   |   | 3  |      |    |      |
|   | c. 容易に消毒ができるなど調製・出荷施設、加工施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理を実施した。   | 全作物  | 農産物を取り扱う施設内は、整理・整頓・清掃(3S)が行き届き、清潔で乾燥した状態になっている。                              | 3   |   |    |      |    |      |
|   | d. 安全で清潔な包装容器を使用した。   | 野菜、果樹  | 繰り返し使う収穫用のコンテナや器具は、定期的に洗浄・消毒し、清潔に取り扱い、保管をしている。また、農産物に汚染や異物混入がないような手順で収穫している。 | 4   | -   |    |      |    |      |
|   | 圃場で直接、出荷用に包装する場合は、包装容器が堆肥・土壌などで汚染されないような手順で実施している。  |  | 4  | -   |   |    |      |    |      |
|   | 農産物の調製や保管に用いる容器、出荷用のコンテナや段ボール箱等の包装資材は、農薬や肥料等により汚染されないよう取り扱っている。                                 |  | 4  |   |   |    |      |    |      |
|   | 7. カドミウム濃度の低減対策   | a. 過去の米穀や生産環境におけるカドミウムの情報を踏まえ、必要に応じて、出穂前後3週間の湛水管理等の低減対策を実施し、その効果を確認した。 | 水稲   | <p>土壌保全を確実にするための土壌管理計画が作成されている。計画には以下の内容が含まれている。</p> <p>① 土壌の種類</p> <p>② 前作の状況（土壌病害、連作障害、土壌消毒履歴、土壌流出等の発生状況）</p> <p>③ 土壌図や土壌分析の結果（作土の厚さ、土壌鉱物、有機物含量、保水力等の物理性）</p> <p>④ 土壌改良・土作り計画（土壌消毒、石灰によるpH調整、有機物施用による土作りなど）</p> <p>⑤ 放射性汚染物質やカドミウム等の重金属への技術対策</p> | 3   |    |      |    | 水稲のみ |
|   | 8. かび毒汚染の低減対策   | a. 麦類のかび毒(DON・NIV)等汚染低減対策を実施した。  | 麦  |   | 4   |    |      |    | 麦のみ  |
| 9. 収穫後の農産物の管理                             | a. 貯蔵・輸送時の適切な温度管理を実施した。   | 果樹、野菜  | 農産物を取り扱う施設内は、十分な採光や照明、換気が確保されている。また、農産物に応じて、必要な温度管理を行っている。                   | 3   |   |    |      |    |      |
|   |   |  | b. 収穫・調製・選別・運搬・加工時の汚染や異種穀粒・異物混入を防止する対策を実施した。                                 | 全作物   | 農産物を取り扱う施設内は、整理・整頓・清掃(3S)が行き届き、清潔で乾燥した状態になっている。 | 3  | -    |    |      |
|   | 農産物を取り扱う施設の設備や機械器具は、定期的に点検・整備、清掃を行っており、汚染や異物混入の要因を取り除いている。農産物のくずやゴミは、特定の場所にまとめ、その場所をきれいに清掃している。 | 3  | -  |   |   |    |      |    |      |
|   | 農産物を取り扱う施設に、収穫後の農産物の洗浄、選果、調製、梱包、保管等に必要のない物品が置かれていない。整備に必要な工具や潤滑油、清掃用具等は、農産物を取り扱う場所から離して保管している。  | 3  |  |   |   |    |      |    |      |
|   |   |  | 農産物の上にある照明器具は、破損しないもの、あるいは破損しても破片等が飛び散らないものを用いている。                           | 3   |   |    |      |    |      |

| 区分            | 項目            | 法令上の義務              | 対象作物 | 詳細  | 上限  | 評価 | コメント | 対策 | 備考 |
|---------------|---------------|---------------------|------|-----|---|----|------|----|----|
| I<br>食品安全への取組 | 9. 収穫後の農産物の管理 | c. 農産物を清潔で衛生的に取扱った。 | ○    | 全作物 | 農産物の収穫・調製・保管・包装の取扱いと施設に、農産物へ危害を及ぼす可能性がないか、リスク評価を行っている。危害がないことを確認しているか、危害を及ぼさない状態にする対策を採っている。  | 4  |      |    |    |
|               |               |                     |      |     | 農産物の収穫・調製・保管・包装の取扱いと施設における危害を防止するための「衛生管理ルール」が文書で記述されており、全ての作業者が理解し実施している。  | 4  |      |    |    |
|               |               |                     |      |     | 繰り返し使う収穫用のコンテナや器具は、定期的に洗浄・消毒し、清潔に取り扱い、保管をしている。また、農産物に汚染や異物混入がないような手順で収穫している。  | 4  | -    |    |    |
|               |               |                     |      |     | 農産物を輸送する荷台に農薬、肥料、燃料など農産物以外のものを一緒に載せていない。また、これらを輸送した後に農産物を輸送する場合は、洗剤で洗浄している。   | 4  | -    |    |    |
|               |               |                     |      |     | 農産物を取り扱う施設内は、整理・整頓・清掃（3S）が行き届き、清潔で乾燥した状態になっている。   | 3  | -    |    |    |
|               |               |                     |      |     | 農産物を取り扱う施設内は、十分な採光や照明、換気が確保されている。また、農産物に応じて、必要な温度管理を行っている。  | 3  | -    |    |    |
|               |               |                     |      |     | 農産物を取り扱う施設の設備や機械器具は、定期的に点検・整備、清掃を行っており、汚染や異物混入の要因を取り除いている。農産物のくずやゴミは、特定の場所にまとめ、その場所をきれいに清掃している。   | 3  | -    |    |    |
|               |               |                     |      |     | 農産物を取り扱う施設に、収穫後の農産物の洗浄、選果、調製、梱包、保管等に必要のない物品が置かれていない。整備に必要な工具や潤滑油、清掃用具等は、農産物を取り扱う場所から離して保管している。  | 3  | -    |    |    |
|               |               |                     |      |     | ペットや野生動物が農産物取扱い施設へ侵入し、農産物へ接触したり、農産物を取り扱う施設に侵入したりしないように、具体的な対策が実施されている。施設へ侵入されたことが判った場合には、直ちに排除する対策を用意している。害獣の捕獲やそ族・昆虫への殺剤使用は、その管理を記録している。 | 3  |      |    |    |
|               |               |                     |      |     | 農産物の調製や保管に用いる容器、出荷用のコンテナや段ボール箱等の包装資材は、農薬や肥料等により汚染されないよう取り扱っている。   | 4  | -    |    |    |

| 区分   | 項目   | 法令上の義務   | 対象作物   | 詳細   | 上限 | 評価 | コメント | 対策 | 備考 |
|--|--|--|--|--|----|----|------|----|----|
| 環境保全への取組   | 1. 農薬による環境負荷の低減対策  | a. 農薬の使用残が発生しないように必要な量だけを秤量して散布液を調製した。                             | 全作物  | 農薬の希釈や散布は、ラベルの記載通りに行っており、圃場ごとに必要な量だけ正確に計量・調合している。  | 4  | -  |      |    |    |
|  |  | b. 水田からの農薬流出を防止する対策を実施した。  | 水稻   | 水田から肥料や農薬成分が流出しないように管理している。代かきに続き田植え前の強制落水や除草剤散布後7日以内での落水は行っていない。  | 4  |    |      |    |    |
|  |  | c. 病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めた。                                       | 全作物  | 作物保護管理計画には、予防的措置・判断・防除を適切に組み合わせた総合的病害虫・雑草管理を取り入れて実施している。   | 3  |    |      |    |    |
|  |  | d. 発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除を実施した。                          | 全作物  |  |    |    |      |    |    |
|  |  | e. 農薬と他の防除手段を組み合わせた防除を実施した。  | 全作物  |  |    |    |      |    |    |
|  |  | f. 農薬散布時における周辺住民等への影響を回避した。  | 全作物  | 農薬の種類は、人の健康、生態系への影響、水系への影響を考慮して選択し、化学農薬の影響が最小になるように設計している。使用の際は、正しい予防措置を実施している。<br>周辺地への農薬のドリフトがないように、気象条件や時間帯を考慮し、ドリフト低減ノズルの使用、散布の方法、風やノズルの向きなどの対策を採っている。 | 4  |    |      |    |    |
|  |  | g. 被覆を要する農薬(土壌くん蒸剤等)を使用する場合は、揮散を防止する対策を実施した。                       | 全作物  | 被覆を要する土壌燻蒸剤等の農薬を使用する場合は、ガス化した農薬が土壌から揮散することを防止する対策を実施している。また、土壌消毒終了後には、耕地を充分耕耘して土壌中に残っているガスを除去している。   | 4  |    |      |    |    |
|  |  | h. 河川、池、海域等の水質に配慮した農薬を使用した。  | 全作物  | 農薬の種類は、人の健康、生態系への影響、水系への影響を考慮して選択し、化学農薬の影響が最小になるように設計している。使用の際は、正しい予防措置を実施している。  | 4  | -  |      |    |    |
|  |  | i. 河川、池、海域等に農薬が流出しないような対策を実施した。                                    | 全作物  | 農薬の希釈は、農薬や希釈液がこぼれても河川や湖沼等へ流出しない場所で行っている。また、農薬を希釈する水を給水する場合は、農薬タンクを飲料水源や河川・湖沼等に直結して行っていない。  | 4  |    |      |    |    |
|  |  |  |  | 播種や育苗で使用した農薬がこぼれないような対策をとっている。また、農薬がこぼれた場合は、農薬が環境に影響を及ぼさないようにしている。   | 4  |    |      |    |    |
|  | 散布後に残った農薬や農薬散布機等を洗った水は、排水路や河川等に絶対に流入させることなく、人や農作物や環境に危害のない場所に廃棄している。 |  |  | 4  |    |    |      |    |    |
|  | j. 家畜・ミツバチなど有用動物への危害防止対策を実施した。                                       |  | 農薬の種類は、人の健康、生態系への影響、水系への影響を考慮して選択し、化学農薬の影響が最小になるように設計している。使用の際は、正しい予防措置を実施している。  | 4  | -  |    |      |    |    |
|  | 2. 肥料による環境負荷の低減対策  | a. 土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施肥や、県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥を実施した。 | 全作物  | 圃場への全ての養分供給源を考慮し、化学肥料、有機質肥料、土壌改良資材等の施用に関する養分管理計画を作成している。養分管理計画は、窒素、リン酸等の投与が過剰にならないようになっている。気温が低くほど冬生長しない冬期には、作物が養分を吸収しないので、作物の特性に応じて化学肥料の施用を控えている。         | 4  |    |      |    |    |
|  |  |  |  | 生育段階に合わせた施用、作物の根元への局所施用、緩効性肥料の使用など、肥料が効率的に作物へ利用される技術に取り組んでいる。  | 3  |    |      |    |    |
| 肥料散布機や養液供給システムに異常や故障がないことを検証し、過剰に施用されることがないようにしている。  |  |  |  | 3  |    |    |      |    |    |
| 有機肥料等は充分発酵・熟成させたものであり、病原菌による汚染、雑草種子の混入がないこと、また、重金属や放射性汚染物質の基準値以上の混入がないなど、安全性を証明できるものを使用している。 |  |  |  | 4  | -  |    |      |    |    |
| c. 水田代かき後の濁水流出の防止対策を実施した。  | 水稻   | 水田から肥料や農薬成分が流出しないように管理している。代かきに続き田植え前の強制落水や除草剤散布後7日以内での落水は行っていない。  | 4  | -  |    |    |      |    |    |
| 3. 土壌の管理   | a. 堆肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理を実施した。                                       | 全作物  | 有機質資材の施用、作物残渣の土壌還元、輪作への緑肥の導入などの具体的な方策を検討し、土壌有機物量の維持・増加に取り組んでいる。  | 2  |    |    |      |    |    |
|  |  |  | 石灰や土壌改良材の活用、深耕、クリーニングクロップの栽培などにより、土壌のpHやECを適正に保つようになっている。  | 3  |    |    |      |    |    |
|  |  |  | 水田に稲ワラや緑肥をすき込む場合、充分な腐熟期間を設けている。秋には少なくとも気温が下がるまでにはすき込んでいく。  | 3  |    |    |      |    |    |
|  | b. 土壌の侵食を軽減する対策を実施した。  | 全作物  | 土壌が流失しないようにしている。土壌が河川や湖沼等に流出したり、肥料成分が流失したりしないように管理している。<br>冬から春にかけて畑の表面が裸になり、強い風により土壌粒子が舞い上がるような圃場では、越冬する麦を秋に作付けたり、網マルチで土壌を覆ったりして、風食を防止している。 | 4  |    |    |      |    |    |

| 区分   | 項目  | 法令上の義務  | 対象作物 | 詳細    | 上限  | 評価 | コメント | 対策 | 備考 |  |
|--|---|---|------|-------|---|----|------|----|----|--|
| 環境保全への取組   | 4. 廃棄物の適正な処理・利用   | a. 農業生産活動に伴う廃棄物を適正に処理した。                      | ○    | 全作物   | 廃棄物は、回収や処分の方法に応じて適切に分別し、処分されるまでの間、農業や生活環境に支障がないよう適切な状態で保管している。圃場や施設にゴミが散らかっていない。  | 3  |      |    |    |  |
|  |   |   |      |       | 農業の空容器は、中に農薬が残っていないように処理してから、人や環境を汚染しないような方法で、適切に保管している。  | 3  |      |    |    |  |
|  |   |   |      |       | 農業の空容器の処分は、地域の行政やJAなどが行う適正な回収・処分サービスや産業廃棄物処理業者などを利用している。  | 4  |      |    |    |  |
|  | 産業廃棄物を処分した際の産業廃棄物管理表（マニフェスト）を5年間保管している。JA、廃プラスチック類適正処理協議会等に回収・処理を委託した場合は、委託した伝票等の記録がある。 | 4   |      |       |   |    |      |    |    |  |
|  |   | b. 農業生産活動に伴う廃棄物を不適切に焼却しなかった。                  | ○    | 全作物   | 農場で発生した廃棄物をみだりに焼却したり埋めたりせず、地域の回収・処分制度を利用したり、専門の業者に委託したりして適切に処分している。   | 4  |      |    |    |  |
|  |   | c. 作物残さ等の有機物のリサイクルを実施した。                      |      | 全作物   | 収穫時に発生したワラや果樹の剪定枝やその他の作物残渣は、土壌中へ混和したり、堆肥として利用している。利用できない場合には廃棄物として適切に処理をしている。   | 2  |      |    |    |  |
|  | 土壌に還元される生分解性資材を利用したり、糞尿や残さ等を堆肥やバイオマス燃料に再生利用するなど、農場で発生する廃棄物の量を出るだけ少なくする努力をしている。          |   |      |       | 2   |    |      |    |    |  |
|  | 5. エネルギーの節減対策   | a. 施設・機械等の使用において不必要・非効率なエネルギー消費を節減した。         |      | 全作物   | 機械や施設を使用する際に、省エネルギーの工夫している。化石燃料の使用を最小限にとどめる工夫をしている。<br>例えば、下記の方法がある。<br>作業工程を見直し、作業効率を上げる。エネルギー効率の高い機械・施設を選択する。適切な温度管理をする。機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修をしている。不要な照明は消灯する。 | 2  |      |    |    |  |
|  | 6. 特定外来生物の適正利用  | a. セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理を実施した。 | ○    | 野菜、果樹 | 特定外来生物を利用する場合は、飼養等の許可を取得し、ハウス等の飼養施設の基準の細目等に沿った逃出し防止の措置を講じている。   | 4  |      |    |    |  |
|  | 7. 生物多様性に配慮した鳥獣被害対策   | a. 鳥獣を引き寄せない取組等、有害鳥獣による農業被害防止対策を実施した。         |      | 全作物   | 作物保護管理計画には、予防的措置・判断・防除を適切に組み合わせた総合的病害虫・雑草管理を取り入れて実施している。  | 3  | -    |    |    |  |
| 土壌に還元される生分解性資材を利用したり、糞尿や残さ等を堆肥やバイオマス燃料に再生利用するなど、農場で発生する廃棄物の量を出るだけ少なくする努力をしている。 |   |   |      |       | 2   | -  |      |    |    |  |

| 区分            | 項目                 | 法令上の義務  | 対象作物     | 詳細  | 上限   | 評価 | コメント | 対策 | 備考 |  |
|---------------|--------------------|---|----------|---|--|----|------|----|----|--|
| Ⅲ<br>労働安全への取組 | 1. 危険作業等の把握        | a. 農業生産活動における危険な作業等を把握している。                         | 全作物      | 作業者の安全と健康に危害を及ぼす要因がないか、リスク評価を行っている。危害がないことを確認しているか、危害を及ぼさない状態にする対策を採っている。 | 4  |    |      |    |    |  |
|               |                    |   |          | 事故や怪我に備え、飲める水、救急箱、緊急連絡先、応急手当等の手順書を常に備えている。                                | 3  |    |      |    |    |  |
|               |                    |   |          | 事故や怪我に備えて、救命・応急手当の訓練を受けている。   | 2  |    |      |    |    |  |
|               |                    |   |          | 作業者は、定期的に健康診断を受けている。  | 2  |    |      |    |    |  |
|               | 2. 農作業従事者の制限       | a. 機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者を適切に配置した。 | ○<br>(茶) | 全作物   | 作業者が、飲酒や病気、負傷、過労等により正常な作業が困難な場合は、作業を中止するか、必要に応じて作業の内容を制限している。また、年少者や作業の未熟練者、機械操作や化学物質等を取り扱う作業に必要な資格を有しない者に作業をさせていない。 | 4  |      |    |    |  |
|               | 3. 服装及び保護具の着用等     | a. 安全に作業を行うための服装や保護具を着用、保管した。                       |          | 全作物   | 作業者は、安全に作業できるように、作業に適した服装や防護装備を着用している。   | 3  |      |    |    |  |
|               |                    |   |          |   | 農業の希釈や散布の際、作業者は、容器にあるラベルの指示に従ってゴム靴、防水服、ゴーグル、ゴム手袋、国家検定に合格したマスクなどの防護用品を着用・使用している。                                      | 4  |      |    |    |  |
|               |                    |   |          |   | 防護服等は、使用後に良く洗浄し、他のものと離れた換気の良い場所に保管している。  | 3  | -    |    |    |  |
|               | 4. 作業環境への対応        | a. 農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等に努めた。                     |          | 全作物   | 作業上、特に危険な場所は表示をするなどして事故を防止する対策を採っている。また、危険な作業は作業補助者を配置するなどの負担軽減に努めている。   | 3  |      |    |    |  |
|               | 5. 機械等の導入・点検・整備・管理 | a. 機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切に管理した。        |          | 全作物   | 機械・器具は、事前に点検を行い、異常がある場合には、調整や修理を受ける等の必要な措置をとっている。  | 3  |      |    |    |  |
|               | 6. 機械等の利用          | a. 機械、装置、器具等を適正に利用した。                               |          | 全作物   | 農業機械を操作する者は、運転や操作に必要な免許を取得し、運転や操作は法令等に準拠している。農業機械の取扱い説明書は、いつでも取り出して読めるようにしている。                                       | 4  |      |    |    |  |

| 区分   | 項目                            | 法令上の義務                | 対象作物 | 詳細                                 | 上限  | 評価  | コメント | 対策   | 備考   |
|--|-------------------------------|-----------------------|------|------------------------------------|---|---|------|------|--|
| Ⅲ<br>労働安全への取組  | 7. 農薬・肥料・燃料等の管理               | a. 農薬、肥料、燃料等を適切に管理した。 | ○    | 全作物                                | 農薬は、専用の倉庫や頑丈なキャビネットなどに保管し、常に施錠している。その保管場所は農薬がこぼれた場合に農薬を貯留しておくことができる。また農薬保管場所には農薬や農薬散布機等以外のものがなく、入口には農薬の危険性を警告する表示がある。 | 4   |      |      |  |
|  |                               |                       |      |                                    | 農薬の保管場所は、農薬が流出しても河川や湖沼に流れ出ない場所にあり、地面に浸透せず、保管場所から流出しないような構造になっている。また、農薬や希釈液が漏出した場合に回収するための砂や布等の吸着材を用意している。             | 4   |      |      |  |
|  |                               |                       |      |                                    | 保管場所は、衝撃に強く燃え難い素材でできている。また、農薬は直射日光の影響を受けない冷涼で乾燥した場所に保管されている。倉庫などの人が立ち入る場所に保管している場合は、通気性がある。                           | 4   |      |      |  |
|  |                               |                       |      |                                    | 定期的に農薬の実地棚卸を行っており、購入記録と使用記録から正確な在庫を確認できる。   | 3   |      |      |  |
|  |                               |                       |      |                                    | 農薬を他の容器に入れ替えていない。（容器の破損や農薬の漏出などにより入れ替える場合は、状態の良い同一種類の空容器を、通常の処理を3回繰り返してから使用している。）                                     | 3   |      |      |  |
|  |                               |                       |      |                                    | 禁止農薬、期限切れ農薬、使用済み殺菌剤、漏出物を吸収した砂や布等の吸着材などは、その他の農薬と区別して保管している。処分は、地域行政やJAなどが行う適正な回収・処分サービスや産業廃棄物処理業者などを利用している。            | 4   |      |      |  |
|  |                               |                       |      |                                    | 肥料は、排水溝や排水路から離れた場所で保管し、火気、直射日光、高温、雨・露および霜、物理的衝撃等の影響を受けないように保管している。生石灰や硝酸アンモニウムなど危険性の高い資材は、規制に従って適切に管理している。            | 4   |      |      |  |
|  |                               |                       |      |                                    | 肥料は定期的に実地棚卸を行っており、購入記録と使用記録から正確な在庫を確認できる。   | 3   |      |      |  |
|  |                               |                       |      |                                    | 堆肥等の有機質肥料を製造・保管する施設は、床がコンクリート、鋼板、防水シートなどの浸透性のない材料で作り、屋根やシート等で覆ったり、側壁を設けたりしている。  | 3   |      |      |  |
|  |                               |                       |      |                                    | 燃料の貯蔵設備は、消防法に準拠した市区町村の条例に従っている。また、周辺は火気厳禁とし、周辺に燃えやすいものが置かれていない。   | 4   |      |      |  |
|  |                               |                       |      |                                    | 漏れた燃料が河川・湖沼や土壌・地下水等を汚染しないように、燃料貯蔵設備の周辺には、防油堤や溝を設置している。漏れた燃料の回収に備えては砂や布などの吸着材を用意し、また、火災に備えて消火器等を用意している。                | 3   |      |      |  |
|  |                               |                       |      |                                    | 燃料油の貯蔵容器や供給タンク、配管設備などに破損や故障がないか、定期的に点検している。   | 3   |      |      |  |
|  |                               |                       |      |                                    | 8. 施設の管理・運営体制の整備  | a. 施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレータとの責任分担を明確化した。 | ○    | 水稻、麦 | 農場のリスクを最小限にするために遵守するルールを文書化し、必要に応じて訪問者や外部業者を含む農場関係者がいつでも確認できる状態になっている。 |
| 文書化されたルールに基づいて行動できるように、研修や教育活動等が行われている。  | 2                             |                       |      |                                    |   |   |      |      |  |
| 作業者が、飲酒や病気、負傷、過労等により正常な作業が困難な場合は、作業を中止するか、必要に応じて作業の内容を制限している。また、年少者や作業の未熟練者、機械操作や化学物質等を取り扱う作業に必要な資格を有しない者に作業をさせていない。 | 4                             | -                     |      |                                    |   |   |      |      |  |
| 9. 事故後の備え  | a. 事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険へ加入した。 | ○                     | 全作物  | 労災保険（労働者災害補償保険）や傷害共済等の任意保険に加入している。 | 2   |   |      |      |  |

| 区分       | 項目   | 法令上の義務                               | 対象作物  | 詳細  | 上限    | 評価   | コメント  | 対策 | 備考 |  |  |
|----------|--|--------------------------------------|---|---|-------|--|---|----|----|--|--|
| IV<br>全般 | 1. 情報の収集   | a. 食品安全、環境保全、労働安全等に関する情報収集に努めた。      | ○ 全作物   | 文書化されたルールに基づいて行動できるように、研修や教育活動等が行われている。   | 2     |  |   |    |    |  |  |
|          | 2. 技術ノウハウの保護活用   | a. 農業者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)を保護・活用した。   | ○ 全作物   | (取組例)<br>・活用手段けて前の段階における技術内容の秘匿<br>・活用手段の適切な選択(権利化、秘匿、公開)<br>・技術内容等の文書化<br>・秘密事項の管理規定の整備 等  | 3     |  |   |    |    |  |  |
|          |  |                                      |   | b. 登録品種の種苗を適正に使用した。   | ○ 全作物 | 購入した種苗の品種名、ロット番号、採種年月日、生産地(国)、販売者、購入年月日、購入量、使用農薬の成分と回数を記録しているか、伝票等を保管している。   | 4   |    |    |  |  |
|          |  |                                      |   |   |       | 農作物の播種や定植に関して、使用した種子や苗の名称、日付、量を記録している。   | 3   |    |    |  |  |
|          |  |                                      | ○ 全作物   | 遺伝子組換え作物を栽培する場合は、栽培計画を都道府県に届出た上、周辺環境における交雑や他の品種の種子等への混入がないように管理している。  | 4     |  |   |    |    |  |  |
|          | 3. ボイラー使用時の登録・主任の設置  | a. ボイラーの設置・使用に必要な届け出、取り扱い作業主任者を設置した。 | ○   | 茶   |       | 4  |   |    |    |  |  |
|          | 4. 情報の記録・保管  | a. ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存している。        | ○ 全作物   | 園場・畜舎などの生産場所、農産物取扱い施設、資材保管施設は、名称・記号等で識別されており、生産場所は、図面や地図上で照合できるようにしている。   | 4     |  |   |    |    |  |  |
|          |  |                                      |   | 農場管理の実施内容を記録する仕組みが確立されており、常に最新の記録が分かるように保管している。   | 4     |  |   |    |    |  |  |
|          |  |                                      |   | 農場のリスク評価を行って、リスク管理に必要な地図(リスクマップ)や作業流れ図等を作成している。リスク要因の変化が考えられる大きな変更があった場合には、地図や図面等を更新している。<br>① 園場や周辺の地形や土質、水路、危険な箇所等を示した地図<br>② 農場内の建物、道路、危険物の保管場所、水道管、ガス管、排水溝などの配置図<br>③ 出入口、入出庫口、非常口、休憩所・飲食場所、トイレ、手洗い場等の調製施設の配置図<br>④ 農産物調製・保管の作業流れ図など。 | 3     |  |   |    |    |  |  |
|          |  |                                      |   | 緊急事態が発生した際の対応手順や連絡先一覧等を文書化している。緊急事態には、火災、人身事故、燃料・農薬等の流出などが含まれる。   | 3     |  |   |    |    |  |  |
|          |  |                                      |   | b. 農薬の使用に関する内容を記録し、保存している。  | ○ 全作物 | 全ての農薬の使用について、以下の内容を記録簿に記録している。<br>① 使用した年月日<br>② 使用した場所<br>③ 使用した作物<br>④ 使用した農薬の商標名<br>⑤ 使用した農薬の単位面積当たりの使用量または希釈倍数 | 4   |    |    |  |  |
|          |  |                                      |   |   |       | ○ 全作物  | 収穫記録と農薬使用記録簿の対比等で農薬の使用時期(収穫前日数や定植前日数など)が守られていることが容易に分かる。また、農薬使用記録簿等から使用回数、成分回数が守られていることが容易に分かる。 | 4  |    |  |  |
|          |  | c. 肥料の使用に関する内容を記録し、保存している。           | ○ 全作物   | 肥料、堆肥、土壌改良剤は、使用する都度記録し、記録簿には以下の項目が記録されている。<br>① 使用した場所<br>② 使用した年月日<br>③ 肥料の商標名<br>④ 肥料の成分<br>⑤ 使用量   | 4     |  |   |    |    |  |  |
|          | d. 種子・苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等、資材の殺菌消毒作業記録、保守管理の記録を保存している。 | ○ 全作物                                | 農場管理の実施内容を記録する仕組みが確立されており、常に最新の記録が分かるように保管している。   | 4   | -     |  |   |    |    |  |  |
|          | e. ボイラーの定期自主点検の記録を保存している。                                  | ○ 茶                                  | 機械・器具は、事前に点検を行い、異常がある場合には、調整や修理を受ける等の必要な措置をとっている。 | 3   | -     |  |   |    |    |  |  |



| 区分         | 項目  | 法令上の義務  | 対象作物      | 詳細  | 上限  | 評価 | コメント | 対策 | 備考 |
|------------|---|---|-----------|---|---|----|------|----|----|
| IV<br>全般   | 4. 情報の記録・保管   | f.出荷・取引に関する記録の作成・保存している。  | ○<br>(米穀) | 全作物   | 出荷した商品に、生産者を特定できる内容を表記している。また、出荷した商品の名称・品目、出荷年月日、出荷先、出荷数量を特定できる記録がある。   | 4  |      |    |    |
|            |   |   |           |   | 出荷した商品は、出荷単位（出荷ロット）ごとに、収穫日、収穫場所を特定できる記録がある。   | 3  |      |    |    |
|            | 5. 特定の米穀についての保管・処理  | a.用途限定米穀、食用不適米穀の適切に保管している。  | ○         | 水稻  |   | 4  |      |    |    |
|            |   | b.用途限定米穀、食用不適米穀の適切に販売・処分した。   | ○         | 水稻  |   | 4  |      |    |    |
|            | 6. 消費者との交流  | a.消費者との交流活動や消費者に対する情報提供等を行った。   |           | 全作物   | 生物多様性等保護活動を含む   |    | +    |    |    |
|            | 7. 生産工程管理の実施  | a.栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目等を策定した。                                  |           | 全作物   |   |    | 4    |    |    |
|            |   | b.点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存した。    |           | 全作物   |   |    | 4    |    |    |
|            |   | c.点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存した。  |           | 全作物   |   |    | 4    |    |    |
|            |   | d.自己点検の結果、改善が必要な部分を把握し、見直した。  |           | 全作物   |   |    | 4    |    |    |
|            |   | e.自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者(取引先)による点検、又は第三者(審査・認証団体等)による点検のいずれかの客観的な点検を実施した。 |           | 全作物   | 農場管理について内部監査が行われている。①農場管理の実践について、内部監査を行う仕組みや制度がある。②農場管理の内部監査を行う能力のある担当者がおり、少なくとも年1回は実施している。③農場管理の内部監査で指摘された内容が改善されたことを確認している。 |    | 3    |    |    |
| 8. 記録の保存期間 | a.「7.生産工程管理の実施」に関する記録について、以下の期間保存している。<br>①農作物の出荷に関する記録については1～3年間(保存期間は取扱う食品等の流通実態に応じて設定)、ただし米穀等の取引等に関する記録については原則3年間<br>②ボイラーの自主点検については3年間<br>③上記①、②に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間 | ○<br>(米穀)   | 全作物       | 農場管理の実施内容を記録する仕組みが確立されており、常に最新の記録が分かるように保管している。 |   | 4  | -    |    |    |

### 評価の留意点

「○」と「×」の評価ではなく、各項目のリスクレベルに応じて5段階評価の減点方式です。

| 評価   | レベル    | 点   |
|------|--------|-----|
| —    | 該当なし   | —   |
| 評価 0 | 問題なし   | 0   |
| 評価 1 | 軽微な問題  | -5  |
| 評価 2 | 潜在的な問題 | -10 |
| 評価 3 | 重大な問題  | -15 |
| 評価 4 | 喫緊の問題  | -20 |